

監査公表第 792 号

財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 14 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

また、財政援助団体等監査（事務）の結果を受けて、京都市監査基準第 20 条第 1 項の規定により京都市長から状況の報告がありましたので、同基準第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

令和 4 年 12 月 20 日

京都市監査委員

# 1 令和元年度 財政援助団体等監査（事務）（令和2年4月30日監査公表第770号）

（子ども若者はぐくみ局－1）

## 監査の結果（指摘事項）

### 8 社会福祉法人藤森福祉会

#### (2) 財政援助団体監査

##### a 所管課関係

###### (a) 補助金の交付額の決定等

京都市補助金等の交付等に関する条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるべきは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、京都市地域学童クラブ補助金について、実績報告書の提出を受けた後も交付額の決定及び補助事業者への通知を行っていなかった。

京都市補助金等の交付等に関する条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

## 講じた措置

監査の実地調査を受け、補助金の交付額の決定等に係る事務について、次のように対応し、取り組むこととした。

まず、担当者の理解を深めるとともにチェック体制を強化するため、実績報告書の提出から交付額の決定通知までの事務フロー等について、令和2年3月24日に所属内で周知徹底した。また、定例の係会議や朝礼において各担当の進捗確認を行う時間を設け、管理職による業務の進捗状況のチェック体制を強化した。

これらの取組を行ったものの、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、補助事業者からの実績報告書の提出に遅延が生じ、また、提出された実績報告書の不備の修正にも時間を要したため、令和元年度交付分について適正な時期に補助金の交付額の決定及び補助事業者への通知を行うことができなかった。

これを受け、補助事業者へ速やかな実績報告書の提出を指導し、提出時期の見通しの聴取、案段階での事前点検の実施など、より積極的な管理に努めた。加えて、子ども若

者はぐくみ局として重ねての事務の遅延を深く受け止め、令和2年8月28日に監察主幹から全所属長に通知を発出し、指摘事項の共有と再発防止のための周知を実施した。

しかしながら、令和3年度においても、前年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言や施設内での陽性者発生への対応等により、年度当初から補助事業者の業務が逼迫し、令和2年度交付分の実績報告書の提出に遅延が生じたため、適正な時期に補助金の交付額の決定及び補助事業者への通知を行うことができなかった。

このため、補助金の交付額の決定等に係る事務について、制度の抜本的な見直しを行うこととし、京都市地域学童クラブ事業補助要綱を令和3年4月1日付けで改正し、年1回の実績報告書に加えて、四半期ごとに事業の実施状況の報告を受け、報告に応じて支給することに改めた。また、令和3年6月10日及び11日に補助事業者に対して説明会を開催し、要綱改正の内容や資料の提出時期について周知徹底を図った。加えて、子ども若者はぐくみ局として、局監察主幹から全所属長に対して、令和4年1月12日に令和3年度定期監査の実地調査内容を踏まえ、適正な事務処理の徹底について通知を行うとともに、育成推進課においては、改めて、所属内で当該内容を確認し、適切に事務を行うよう注意喚起を行った。

この結果、令和3年度交付分については、改正後の要綱に基づき、適正に事務を行った。

2 令和2年度 財政援助団体等監査（事務）（令和3年3月31日監査公表第778号）

(建設局-1)

監査の結果（指摘事項）

8 京都シティ開発株式会社

(3) 公の施設の指定管理者監査

a 所管課関係

(a) 利用料金の徴収根拠

健康・文化館の利用に伴う料金について、京都市ラクト健康・文化館条例（以下「健康・文化館条例」という。）に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て利用料金を定める必要があるが、承認を行った利用料金の中に、フィットネススタジオの貸出等、健康・文化館条例等に定めがなく徴収する根拠が不明確なものがあった。

地方自治法等に従い、徴収根拠を明確にするよう改められたい。

対応状況

健康・文化館の利用に伴う料金については、コミュニティルームの利用料金のうち、机・椅子等セッティング料及び卓球備品レンタル料（卓球台、ラケット）は、その性質からすると本来自主事業に分類すべきであったため、令和3年4月から自主事業として取り扱う措置を講じた。

コミュニティルーム以外のフィットネススタジオの貸出等の利用料金については、現在、コミュニティルームを除く健康・文化館を休館とし、民間活力を活かした運営方法など、今後の施設の方向性を引き続き検討しているところであるため、それに合わせて検討していく。

(監査事務局)